

(公印省略)
令和7年3月24日

川西市議会議長
岡 留 美 様

厚生文教常任委員長
中 井 成 郷

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について （審査日：令和7年3月4日）

1．議案第10号 市立川西養護学校スクールバス（中型バス）の買入れについて

議案の概要

本案は、市立川西養護学校スクールバス（中型バス）の買入れにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 今回のバス購入に関して、事前に身体障がい者の使用に供するものとして非課税対象となるか確定しなかったことから、通常の車両購入と同様に税抜き価格による入札を行った旨の説明があったが、その詳細を伺いたい。

答 中型バスについては、陸運局で車椅子の乗車定員等の仕様により非課税対象となるか判断されるが、入札の段階では仕様の確定がメーカー側で困難であったことから、通常の車両と同様の手続で入札を行ったものである。

問 本案は、現在配備しているバスを更新しようとするものと認識しているが、現行の車両との比較で仕様の変更内容や当該車両の更新基準について伺いたい。

答 仕様の主な変更内容としては、従前は4台であった車椅子の積載台数を6台としており、現在、その積載台数の不足により乗車できない児童・生徒が介護タクシーを利用して送迎している状況に対応しようとするものである。

また、更新時期については、市の公用車の買換え基準に、車椅子のリフト等の耐用年数を加味して検討する考えである。

特記事項 配付資料あり（1 入札結果について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2．議案第11号 市立川西養護学校スクールバス（マイクロバス）の買入れについて

議案の概要

本案は、市立川西養護学校スクールバス（マイクロバス）の買入れにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 マイクロバスの買換えに当たり1台を追加配備する旨の説明があったが、これにより、現在通学している全ての車椅子を使用する児童・生徒が利用できるようになるのか伺いたい。また、現在、介護タクシーを利用している例もあると認識しているが、

<p>今後の見込みについて伺いたい。</p> <p>答 買換え後も、車椅子を使用する児童・生徒全員をカバーできないと考えており、その理由は、将来の児童・生徒数を見込むことが困難なことや、障害の状態や必要な医療的ケアの内容によりバスの乗車が困難な児童・生徒が一定数いるため、そういった対応として、今後も一部で介護タクシーの利用は継続したいと考えている。</p>
<p>特記事項 配付資料あり（１ 入札結果について ほか）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

3．議案第12号 川西市保健センターZEB化改修工事請負契約の変更について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市保健センターZEB化改修工事の工事請負契約を変更するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 工事発注時、改修対象外としていたトイレについて、今回の契約変更によりさらなる省エネ化等を図るための改修を行う旨の説明があったが、トイレ改修による省エネ化の詳細を伺いたい。</p> <p>答 トイレで使用する水は電動のポンプで屋上までくみ上げており、和式便器から節水効果の高い洋式便器への改修を行うことで、その使用に係る電気使用量の節電になるものと見込んでいる。</p>
<p>特記事項 議案質疑資料あり（１．変更契約の詳細について）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

4．議案第13号 川西市久代児童センターの指定管理者の指定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市久代児童センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 配付資料によると、川西市久代児童センター指定管理者候補法人等採点表において、選定委員会の評価結果として選定基準を満たしていることが記されているが、施設運営の理念における、「公平・公正な利用を図ろうとしているか」の項目で、1名が「あまり評価できない」と評価している点について、市の見解を伺いたい。</p> <p>答 選定委員のヒアリングにおいて、中学生が利用する場合には閉館時間が早いのでは</p>

ないかといった趣旨の意見があったことから、年齢により公平な利用ができないのではないかといった観点でこうした評価をされたものと考えており、市としてその対応を検討しているものの、直ちに閉館時間を変更することは困難と考えている。

特記事項 配付資料あり（・非公募の理由 ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

5．議案第18号 川西市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案の概要

本案は、老人福祉センター3施設（一の鳥居・緑台・久代）の閉館に伴い、条例を廃止するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 各老人福祉センターの閉館に際して、議案質疑資料によると、大半の利用登録団体で今後の活動拠点の確保が未定となっているが、近隣の公共施設等の案内等は可能なのか伺いたい。

答 各センターの今後の活動拠点について、久代老人福祉センターでは隣接している川西南公民館の利用を案内しており、緑台老人福祉センターでも一部を除き緑台公民館での活動継続が可能と考えている。また、一の鳥居老人福祉センターについては、東谷公民館の定期利用が困難なため近隣の自治会館の利用を案内している状況である。

問 各センターの閉館に伴い、利用者が新たな活動場所に移転するまでの間の移行措置として、令和8年3月31日までの1年間に限り廃止後の施設を暫定的に利用できる取扱いとする旨の説明があったが、一の鳥居老人センターの近隣には公共施設等が少ないなどの課題もあることから、その状況に応じて、全ての利用団体の活動が保障されるよう、当該移行措置の期間を柔軟に運用する考えはないか。

答 一の鳥居老人センターの近隣に公共施設が少ないといった課題があることは認識しているものの、市として民間施設の情報等も提供しながら可能な限り利用者が活動を継続できるよう努めるが、全ての活動を従前と同様の形で継続することを保障することは困難な状況であると考えている。

答 暫定利用については、一の鳥居の期間のみを延長した場合には、公平性を含め、他のセンターへの影響も考えられることから、現時点では3施設全てで1年間の期間と考えている。

特記事項

議案質疑資料あり（1．閉館する老人福祉センター3施設それぞれの直近2年間（令和

5年・令和6年上半期)の利用者数、利用登録団体数、施設利用率または稼働状況の推移について ほか)

審査結果 原案可決(賛成多数)

6. 議案第19号 川西市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案の概要

本案は、老人憩いの家2施設(鶴寿会館・多田東会館)の閉館に伴い、条例を廃止するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 議案質疑資料によると、鶴寿会館の今後の利活用について、自治会館に転用する方向で協議中である旨が記されているが、この点が当該会館の利用登録団体の活動拠点確保が未定となっていることに関連していると考えことから、その詳細を伺いたい。

答 鶴寿会館については、これまで市が指定管理料を支払い地元自治会が管理をしてきたが、施設の機能廃止に伴い当該指定管理料がなくなることとなり、自治会館に転用して自主運営した場合にはその運営経費が課題となる。これについて、貸室の利用料を設定し運営経費に充てることも検討しているが、想定している利用料では管理人の人件費を捻出できないと聞いており、自治会として自主運営をするかについて協議中の状況であると認識している。

問 上記協議に関して、当該会館は老朽化していると認識しているが、自治会館に転用する場合の維持管理等について、費用面を含めた市の考えを伺いたい。

答 自治会館に転用する場合には指定管理料はなくなるが、当該会館は共同利用施設でもあることから、市としては令和7年度は備品や光熱水費を、8年度は光熱水費のみを、9年度は建物点検費用等のみを負担し、10年度からは完全な自主運営となるものと考えている。

特記事項

議案質疑資料あり(1.閉館する老人憩いの家2施設それぞれの直近2年間(令和5年・令和6年上半期)の利用者数、利用登録団体数、施設利用率または稼働状況の推移について ほか)

審査結果 原案可決(賛成多数)

7. 議案第20号 川西市子ども・若者参加条例の制定について

議案の概要

本案は、全ての子ども・若者があらゆる場で安心して意見を表明する機会並びにまちづくり及び多様な社会的活動に参加する機会が保障されるまちの実現を目指して条例を制定しようとするもの。

質疑の概要

問 条例案第20条で「子ども・若者の権利擁護及び救済」を申し立てできる窓口として、子どもの人権オンブズパーソンと市が規定されているが、申し立てをする内容によって窓口が異なるのか。

答 窓口のすみ分けとしては、行政の手続として、子ども・若者の意見を聞く中での申し立てについては、条例を所管するこども未来部で窓口を設けて受けることとし、一方、人権侵害などの部分については、オンブズパーソンで対応することを想定している。

問 本条例案で記載されている人材育成や周知・啓発、推進体制、計画への反映及び実施、評価と検証などの文言を実効性のあるものとしていくことが大切と考える。そこで、これを担保するために、例えば内規を作成するなどの検討はしているのか伺いたい。

答 現在、本案の解説書を作成しているところであり、その中で具体的な運用も含め示す考えであり、パブリックコメントの際に作成したリーフレットも含め、その内容を周知・啓発していく予定である。

問 本案は担当部局だけではなく、教育委員会を含め市全体の決意として理解してよいか確認したい。

答 本案は、子ども自らが、市民の一員としてまちづくりに対し意見を表明し参加する権利があることを市として保障しようとするもので、施行後には、当然、市全体で取り組んでいくものと考えている。

問 子どもが意見を表明した場合や市が施策を実施した際には、それに対するフィードバックが必要であると考え。本案には、第19条で子ども・若者未来会議が評価及び検証を行う旨の記載があるが、市としても条例の検証を行う必要があることから、その内容を盛り込む考えはなかったのか伺いたい。

答 市としては、評価、検証、公表に加え、子どもたちにも広く知らせるべきと認識しており、市がしっかりと評価した上で未来会議に報告し、その中で専門的な立場から

<p>さらに評価、検証していただく考えである。こうしたことから、市と未来会議を分けるのではなく、一体となって子どもたちに必要な公表等を行っていく。</p>
<p>特記事項 修正案提出あり</p> <p>【修正案の内容】</p> <p>子ども・若者も他者の権利を尊重することや、市が子ども・若者の意見表明・参加の機会保障の状況について調査、検証し、その結果を公表すること、及び条例施行後おおむね5年ごとに本条例の施行後の状況等に基づき必要な措置を講ずることを追加するなど。</p> <p>【修正案に対する質疑】</p> <p>問 本修正案の文言等について、法的な確認はできているのか伺いたい。</p> <p>答 確認している。</p>
<p>審査結果 修正案否決（賛成少数）、原案可決（賛成多数）</p>

8．議案第21号 川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市立東谷幼稚園を閉園するため、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 廃園になる東谷幼稚園の跡地利用に関する方向性を伺いたい。</p> <p>答 市としては、川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想（案）に係るパブリックコメントの中で一定の方向性を示しているが、今後も地域住民や市議会の意見も踏まえ、3歳児以上の保育施設を含めて柔軟な対応を検討する考えである。</p> <p>問 跡地利用に関する柔軟な対応について、地域住民の希望に沿っていけるものと理解してよいか。</p> <p>答 当該跡地の限られたスペースに対し様々な意見をいただいていることから、優先順位を考慮する必要があるが、結果として一部の希望に応えられない可能性もあるが、これについては全市的な対応も含めて今後検討を加えていきたい。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

9 . 議案第 2 2 号 川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要
本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)の制定に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるもの。
質疑の概要
問 本案は法改正に対応するものと認識しているが、その影響について市の見解を伺いたい。
答 本案は、法改正に伴い、今後は栄養士の免許を持たない管理栄養士が生じることから、現状、家庭的保育事業等に配置する調理員に関して、管理栄養士も対象に加える規定の整備を行おうとするものであるが、有資格者の配置状況等の確認については、月報などでの確認に加え実地検査の際にも定期的に確認をしていきたい。
特記事項 なし
審査結果 原案可決(全員賛成)

1 0 . 議案第 2 8 号 令和 6 年度川西市一般会計補正予算(第 8 回)

議案の概要
第 1 表 歳出第 3 款民生費のうち第 1 項社会福祉費第 2 目人権推進費及び第 3 目総合センター費を除く全部。第 4 款衛生費のうち第 1 項保健衛生費第 6 目上水道費、第 2 項環境衛生費、第 3 項清掃費を除く全部。第 1 0 款教育費第 7 項生涯学習費を除く全部。
質疑の概要
(1) 第 1 表 歳出
第 3 款 民生費
問 乳幼児等医療扶助事業において、決算見込みに伴い扶助費で 9 5 0 0 万円を追加する旨の説明があったが、その詳細を伺いたい。
答 令和 6 年 1 1 月頃からインフルエンザが大流行したことにより、乳幼児、子ども及び母子等への扶助費が増加することとなったものである。
第 4 款 衛生費
質疑なし

第10款 教育費

問 小学校及び中学校の学校運営事業において、会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったことによる減額補正の説明があったが、その状況を伺いたい。

答 一部の学校においては、会計年度任用職員を配置できていなかったことがあるが、そういった場合には、週5日勤務の職員を1人配置するところを複数名の短時間勤務の職員を配置することで対応している。

問 教育推進事業において、学校校務員業務委託にかかる入札差金により1000万円を減額しているが、その要因と委託後の状況を伺いたい。

答 入札差金については、事業者の努力により結果として差額が発生したと考えている。また、委託後は、業務によっては複数名での対応で安全に配慮し、柔軟な配置換えを行うなどしながら取組みを進めているところで、事業者と市職員の校務員会による意見交換会を実施するなど、安定的な業務の遂行に努めている状況である。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

11. 議案第29号 令和6年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）

議案の概要

本案は、人事院勧告に伴う人件費のほか、決算見込みに基づく歳入歳出予算の補正を行うもの。

質疑の概要

問 歳入の一般会計繰入金で、未就学児均等割保険税繰入金を7万1000円追加している点について、その詳細を伺いたい。

答 今回の補正は繰入金の確定に伴うもので、428世帯の531人に対して623万5304円の繰入れを行うため、現予算との差額を追加するものである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

12. 議案第30号 令和6年度川西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2回）

議案の概要

本案は、人事院勧告に伴う人件費のほか、決算見込みに基づく歳入歳出予算の補正を行うもの。

質疑の概要 質疑なし

特記事項	なし
審査結果	原案可決（全員賛成）

13．議案第31号 令和6年度川西市介護保険事業特別会計補正予算（第4回）

議案の概要	<p>本案は、人事院勧告に伴う人件費のほか、決算見込みに基づく歳入歳出予算の補正を行うもの。</p>
質疑の概要	<p>問 歳入の調整交付金で、現年度分において1億2790万6000円を追加している点について、詳細を伺いたい。</p> <p>答 調整交付金は給付費に対して交付されるもので、決算の際に精算する予定である。</p>
特記事項	なし
審査結果	原案可決（全員賛成）

14．議案第35号 令和6年度川西市病院事業会計補正予算（第2回）

議案の概要	<p>本案は、決算見込みに基づく収入・支出予算の補正を行おうとするもの。</p>
質疑の概要	<p>問 収益的収入の医業外収益で、普通交付税の減に伴い指定管理料が1562万2000円の減額となった旨の説明があったが、その詳細を伺いたい。</p> <p>答 当該交付税措置の対象となる収入に関して、当初予算で8497万4000円を計上していた小児医療経費が6935万2000円となったもので、減額理由としては、地方交付税の改定により、これまで保健衛生費で算定されていた母子衛生に係る経費が新設のこども子育て費に移行したことによるものである。</p>
特記事項	なし
審査結果	原案可決（全員賛成）

15．請願第1号 中学校給食のパンの試行導入については慎重に進めることを求める請願書

請願の趣旨	<p>本市の中学校給食は、「みんなで喫食できる給食」をめざし、全国でも珍しい28品目のアレルギー対応やHACCPの概念に基づく安全・安心な実施体制で提供されているが、今般、市は現3学期中の中学校給食においてパンの試行導入を進めている。これは、</p>
-------	---

これまで保護者が理解してきた本市中学校給食実施の意義や目的に到底整合しているとは思われず、さらには、最重視してきたはずの安心・安全の視点では、実施調査が牛乳とアレルギーの要対応生徒保護者へのアンケートに留まることに対しても不安の声が上がっている。

そこで、市が実施検討を進める中学校給食のパンの試行導入については慎重に進めること、パンの試行導入実施にあたっては全生徒対象の食物アレルギー調査及び完全米飯給食実施の方針や意義目的に照らした丁寧な説明を行うこと、中学校給食の食育の観点からその意義目的を明確にし、生徒、教師、保護者、教育委員会、給食センター関係者それぞれの理解と認識の共有を踏まえた上で実施することを請願する。

特記事項 なし

審査結果 採択（賛成多数）

16．請願第2号 令和7年度末の川西市の部活動全廃止の見直しを求める請願

請願の趣旨

令和7年度末の部活動全廃止が進むことについて不安を抱く子ども、保護者が少なくないが、部活動の全廃止は、子どもの日常及び学校、地域生活の全般に関わる重大事であり、子どもたちが健全な生活を送り、中学生らしく勉強や部活に取り組める環境づくりが一番であり、何より子どもの思い、視点からの制度のあり方を丁寧に検討することが大切であるとする。中学生の多くが同じ学校、学年の垣根を越えた友人、仲間と自分の地域、学校で部活動を通して共に過ごす時間、経験は何事にも代え難い青春の宝物であるといっても過言ではないため、本市の部活動の社会移行が、活動を希望する全ての子どもの主体的活動を保障し、活動を共にする大人も多幸福感を感じる制度として整備されるべきである。

そこで、7年度末の部活動全廃止をせず、まず部活動の社会移行の制度を十分に整えること、地域クラブで活動を希望する教職員の兼職兼業による指導者報酬を認めること、全ての子どもが主体的に活動先を選べる仕組みと手順を具体化すると共に分かりやすく周知し、一方、子どもが家庭の経済的または個別多様な事情で活動をあきらめることのない幅広い支援を制度化すること、自校での活動を希望する子どもにはその活動場所、活動機会を保障することを請願する。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 継続審査（賛成多数）

17. 請願第3号 中学校部活動の2025（令和7）年度末全面廃止の見直しを求める請願

請願の趣旨

川西市の中学校の部活動を2025年度中に全て廃止するという方針が、2024年3月の市議会で、市長の施政方針演説により明らかにされた。

中学校の部活動は、長年にわたって学校教育の一環として、教育課程に関連付けて実施するものとされてきた一方で、学校・教員の過重な負担の問題をはじめとする課題も多く、教育改革の課題ともなっている。

こうした経過を踏まえ、2022年12月、文科省はスポーツ庁・文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表した。本ガイドラインは、放課後活動の教育的意義を十分に認識した上で、そのメリットを今後とも発展させていくと共に、学校及び教員の負担等の諸課題における制度改革の試みとして理解できるが、本市の打ち出した方針は「部活動の全面廃止ありき」で、まずは休日の部活動から必要な条件整備や制度づくりの工夫と努力を促すとする国の方針とも異なっている。

多くの子どもたちにとって、中学校生活の楽しみは、友達や仲間と出会えること、好きな部活動に参加して活動できることにあり、その充実した時間が持てるからこそ、授業や学習にも励める学校生活が期待できるといえる。そのような教育的意義を持つ部活動を、国の提起する「学校を含めた地域で支援していく新たな仕組みや制度」を十分整えないまま、全て廃止してしまうことは余りに拙速だと考える。

そこで、国が示す「改革の理念」に則り、拙速な「部活動を来年度中に全面廃止する」との方針を見直すこと、国が示す「改革の理念」に則り、2031年度までの6カ年を目途に「今後の改革の方向性」を具体化していくことができるよう、川西市の「適切な推進体制」を整備すること、子どもの最善の利益を第一に考えて、「学校を含めた地域で支援していく」新たな社会教育としての制度設計と条件整備をはかり、「部活動の地域展開」を具体化することを請願する。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 継続審査（賛成多数）